

平成24年4月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成24年4月24日（火） 午後4時00分～午後5時35分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長 梅本伸子
委員 松嶋孝雄
委員 前田敏一
委員 桐山恵行
委員 北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	中井正彦
理事	勝木俊次
教育指導課長	北居丈範
すこやか教育推進課長	福井清和
理事兼幼児課長	金森毅
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	西橋義仁
理事兼長浜学校給食センター所長	田中良和
生涯学習・文化スポーツ課長	中川順博
教育総務課副参事	平塚崇之
教育総務課主査	隼瀬愛
虎姫教育指導事務所参事	林裕二

6. 傍聴者
なし

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

3月定例会、3月臨時会（3月31日）

日程第3 議案審議

議案第22号 長浜市保育所条例の一部改正について

議案第23号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第24号 史跡小谷城跡管理計画策定委員会設置要綱の制定について

議案第25号 学校運営協議会を置く学校の指定について

議案第26号 学校運営協議会委員の任命について

議案第27号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第28号 長浜市指定文化財の指定について

日程第4 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長が諸般の事情により定刻に到着できないこととなったため、長浜市教育委員会会議規則第3条第1項により松嶋委員が委員長の職務を代理することについて事務局より説明があり、松嶋委員長職務執行代理者（以下「委員長代理」という。）からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前田敏一委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

3月定例会、臨時会（3月31日）

特に指摘事項はなく、3月定例会、臨時会（3月31日）会議録は承認された。

4. 議案審議

本日の会議に諮る予定の議案第22号につきましては、市議会の議決を経るべ

き議案審議となり、これについては市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、当議案については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項の規定に基づき審議を非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致により議決された。
議案第22号 長浜市保育所条例の一部改正について（非公開）

議案第23号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

委員長代理は事務局へ説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第24号 史跡小谷城跡管理計画策定委員会設置要綱の制定について

委員長代理は事務局へ説明を求め、文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

議案第25号 学校運営協議会を置く学校の指定について

委員長代理は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

松嶋委員長代理：今回指定された学校は昨年度指定した校園の残期間に合わせて、2年間の指定となるのか。

教育指導課長：今回指定された学校も昨年度指定された学校も指定期間は3年間です。

桐山委員：指定された場合、3年間で何をしなければいけないのか。

教育指導課長：3年間の指定の中で各学校運営協議会を充実させていくものです。

桐山委員：3年間の指定が終わった後はどうなるのか。

教育指導課長：さらに教育委員会として指定すべきであるときは、また3年間の指定をさせていただきます。

桐山委員：学校運営協議会そのものは継続してずっと続けられるのか。

教育指導課長：はい、そうです。ただし、3年ごとに計画の見直しをするために指定期間を区切るものです。

松嶋委員長代理：補助金は何がついているのか。

教育指導課長：「活力あふれる学校づくり」という予算の中で各学校に運営費を分配しています。

松嶋委員長代理：指定を受けるとどこかから補助金の下りるわけではないのか。

教育指導課長：昨年度までは文部科学省の指定を受けていたので文部科学省から委

託費で事業を実施していましたが、それが終了したため、長浜市として指定していくものです。

前田委員：委員の任期は何年か。

教育指導課長：1年です。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

(梅本委員長入室)

議案第26号 学校運営協議会委員の任命について

委員長代理は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は次のとおり。

桐山委員：PTA関係者が入っている学校と入っていない学校とがあるが、どういう決まりになっているのか。

教育指導課長：「長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則」第6条の規定により、保護者、地域住民、学校関係者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから任命することとなっており、特に保護者を必ず入れるということにはなっておりません。

桐山委員：学校運営協議会委員の構成はそれぞれ学校の方針に委ねられているのか。

教育指導課長：はい、そうです。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

議案第27号 長浜市社会教育委員の委嘱について

委員長代理は事務局へ説明を求め、生涯学習文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

松嶋委員長代理：議案書に「長浜市社会教育委員会設置に関する条例3条・4条の規定に基づき委嘱する」とあるが、その内容は。

生涯学習課長：長浜市社会教育委員を置くことと、委員の定数を15人以内とする規定であります。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

議案第28号 長浜市指定文化財の指定について

委員長代理は事務局へ説明を求め、文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案通り議決された。

6. その他

北川委員から挙手による発言があり、主な要旨と質疑応答は次のとおり。

北川委員：今年度の本市教育行政方針に基づく各事業推進のほかに、本市の教育行政上検討すべき課題がいくつかあります。予算に係わる案件もありますので8月を目途に定例外の委員会の開催をお願いしたいと思います。案件としましては、

- ① 学校運営協議会について
- ② 教育委員会のあり方について
- ③ 高校再編問題について
- ④ 国際化、英語教育推進事業について

の4点です。取り急ぎ5月の連休明けに学校運営協議会と高校再編問題について臨時会で検討いただきたいと思っております。

松嶋委員長代理：定例会を増やすのは結構だが、委員だけなのか事務局も同席の上なのか。また会議録の承認については、能率的な事務処理のためにメールなど電子媒体の活用を検討してみればどうか。

北川委員：検討する課題により集まる事務局職員を限定するかどうかなど、定例会の形態についてはもう少し事務局と検討してみます。

松嶋委員長代理：定例会以外の会議においては公開の会議ではないのか。

北川委員：公開が原則です。

梅本委員長：事務局へのお願いになるが、学校の教育現場で起きたことについて全てではなくても重要な事項については私たち教育委員にも報告して頂きたい。教育委員として当然知っているものとして周りの保護者の方から尋ねられることがある。

北川委員：必要な情報については教育委員の方にも知らせていく必要があると思いますので、改善していきたいと思っております。

7. 閉 会

委員長代理から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。